

第 217 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 6 号

令和 4 年 6 月 3 日かすみがうら市農業委員会告示第 6 号をもって、令和 4 年 6 月 10 日（金）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 217 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 4 年 6 月 10 日（金） 午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番 海東 功	2 番 西崎 敏和	3 番 鈴木 良道	4 番 宮本 教夫
5 番 塚本 勝男	6 番 安田 治	7 番 飯田 敬市	8 番 久松 弘叔
9 番 井坂 孝雄	10 番 高田 健司	11 番 谷中 昌	12 番 廣原 孝
13 番 栗山 千勝	14 番 塚本 茂	15 番 中山 峰雄	

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 仲戸 禎雄 局長補佐 関川 信政 係長 横田 桂明 主幹 関根 治彦

6. 議事録署名委員

13 番 栗山 千勝 14 番 塚本 茂

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
 - 報告第15号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について
 - 報告第16号 農地法第4条第1項第8条の規定による市街化区域内の農地転用届について
 - 報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
 - 報告第19号 制限除外の農地移動届出の受理について
- ⑤ 議案審議について
 - 議案第39号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
 - 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第41号 現況証明願の交付決定について
 - 議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について
 - 議案第44号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について

議案第45号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第46号 令和4年度 最適化活動の目標の設定等について

⑥ 決議について

決議第1号 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議について

午後2時57分閉会

事務局	<p>只今から、令和4年度第217回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議長	(会長あいさつ)
議長	はじめに事務局から諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議長	<p>次に議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、13番 栗山千勝委員 14番 塚本 茂 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の関根主幹を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	<p>次に報告第15号から第19号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第39号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
2番 西崎委員	<p>6月2日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、海東委員と宮本委員と私、西崎の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。 番号1番の農地は●●●●●●から約100m北西に位置する畑1筆になります。 現況は、雑草繁茂の状態となっていました。 申請人は、耕作困難な相手の要請により、今回の申請に至りました。 栗を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号2番は、安食地内の●●●●●●から約200m南西に位置する畑2筆になります。 現況は、一部雑草繁茂の状態が見られましたが、おおむねきれいに管理されていました。 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。 野菜を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号3番は、下土田地内の●●●●から約200m南西に位置する畑1筆になります。 現況は、一部雑草繁茂の状態が見られましたが、おおむねきれいに管理されていました。 申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。 栗を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号4番は、●●●●●●から約200m南西に位置する畑1筆になります。 現況は、雑草繁茂の状態となっていました。 申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p>

	<p>栗を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 5 番は、下土田地内の●●●●●●●●から約 300m 北東に位置する畑 1 筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>梨を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 6 番は、●●●●●●●●から約 900m 東に位置する田 1 筆になります。</p> <p>現況は、おおむねきれいに管理されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>レンコンを作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	<p>次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
事務局	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 2 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>

議 長	<p>す。 (賛成者挙手) 全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号 3 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 3 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 4 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号 5 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 5 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号 5 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議 長	次に、番号 6 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 6 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 6 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします
議 長	次に「議案第 40 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。
4 番 宮本委員	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 1 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●から約 100m 北西に位置する畑 1 筆になります。 こちらは、第 2 種農地と判断しました。 なお、申請地にはすでに砕石が敷かれており駐車場として使用されていることから、始末書が添付されております。 申請人は、現況に合わせて地目を是正したいと考え、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。 続きまして番号 2 番になります。図面番号 2 番も併せてご覧ください。 申請地は、下土田地内の●●●から約 200m 南西に位置する畑 1 筆になります。

議 長	これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
6 番 安田委員	図面番号 2 番、1429-10 ですが、図面のところは 1429-15、隣が 1429-10 となっているのは、単なる間違いですか。
事務局	図面で囲っている部分が 1429-10 で間違いありません。 もう一つの 3 条申請で●●さんが分筆したのが、図面上で 1429-10 となっておりますが、1429-16 でございます。
事務局	元々の地番は 1429-10 でした、分筆しまして転用する部分が 1429-10、残った部分が 1429-16 となります。(図面を持ち回りで、各委員に説明)
6 番 安田委員	1429-10 と表記された部分が 1429-16 になるのですね、分かりました。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。(賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号 3 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。

	<p>番号 3 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 4 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に番号 5 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 5 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号 5 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に番号 6 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 6 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号 6 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議 長	「議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に「議案第 41 号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお 当案件についても 事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
4 番 宮本委員	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 7 番も併せてご覧ください。 申請地は、下土田地内の●●●●●●●●から約 200m 北東に位置する畑 1 筆になります。 こちらは、30 年以上前から建物が建っていた経緯があり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。 続きまして番号 2 番になります。図面番号 8 番も併せてご覧ください。 申請地は、下土田地内の●●●●●●●●から約 200m 北東に位置する畑 2 筆になります。 こちらは、30 年以上前から家屋及び作業場が建っている経緯があり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様のご審議のほど、よろしく申し上げます。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 まず、番号 1 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり 交付することに 賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成(賛成多数)ですので、番号 1 番は原案のとおり 交付することに 決定いたします。
議 長	次に、番号 2 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり 交付することに 賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり 交付することに 決定いたします。
議 長	「議案第 41 号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり 交付することに 決定いたしました。
議 長	次に「議案第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 42 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議 長	全員賛成ですので、「議案第 42 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に「議案第 43 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 43 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、「議案第 43 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に「議案第 44 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 44 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第 44 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に「議案第 45 号令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>(事務局説明)</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 45 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第 45 号令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に「議案第 46 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>(事務局説明)</p>

議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 46 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、「議案第 46 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、決議第 1 号「全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議」を上程します。 提案理由の説明を 9 番井坂会長代理 お願いします。
9 番 井坂会長代 理	(提案理由の説明を行う。)
議 長	提案理由の説明が終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 決議第 1 号 について、原案のとおり決議することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、決議第 1 号「全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議」は、原案の通り決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。

議 長	次に、来月の総会は、7月11日(月)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、鈴木良道 委員、塚本勝男 委員、安田 治 委員です。 日時は、7月4日(月)午前9時から、霞ヶ浦庁舎 小会議室2 といたします。 よろしくお願い致します。
議 長	事務局から、何かありますか。
事務局	冒頭、配布いたしました資料につきまして、総会終了後、ご説明いたしますので よろしくお願い致します。
議 長	それでは、以上を持ちまして、第217回総会を閉会いたします。 慎重審議大変ご苦労様でした。
事務局長	起立、礼、お疲れさまでした。

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長_____

署名委員_____

署名委員_____